

● 給与所得の源泉徴収税額表・月額表、日額表	2
● 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	18
● 源泉徴収のための退職所得控除額の表	20
● 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表	22
● 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	24
● はじめて源泉徴収事務を担当する方への主な用語の早わかり一覧表	67
● 給与計算の手順とチェックポイント	《折込表その1》
● 給与所得の税額表の適用区分	《折込表その2》
● 税額表の適用欄の求め方の例示	《折込表その2》
● 厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表等	《折込表その2(裏)》
● 健康保険標準報酬月額保険料額表	《折込表その3》

解説（計算例）目次

第1 源泉所得税の改正のあらまし	71
第2 源泉徴収制度のあらまし	77
第3 源泉徴収のために使う税額表等について	82
第4 月額表の見方・使い方	84
第5 日額表の見方・使い方	97
第6 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見方・使い方	100
第7 退職所得の源泉徴収税額の求め方	111
第8 年末調整	131
第9 パートタイマー、アルバイトの源泉徴収	154
第10 機械計算による税額等の計算方法	162
第11 令和6年分所得税の定額減税	174

一覧式17大付録

1 現物給与・特殊な給与の取扱い	181
2 源泉徴収における諸控除の取扱い	192
3 給与所得者が給与の支払者に提出する各種申告書など	215
4 報酬・料金などに対する源泉徴収	219
5 非居住者又は外国法人に支払う所得に対する源泉徴収	236
6 利子に対する課税関係	242
7 勤務先預金の利子に対する課税関係	245
8 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等に対する課税関係	248
9 勤労者財産形成年金貯蓄の利子等に対する課税関係	253
10 配当に対する課税関係	256
11 公的年金等の課税関係と源泉徴収	262
12 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収	266
13 災害を受けた給与所得者に対する救済方法	270
14 給与の支払を受ける人の確定申告	272
15 住民税の徴収の方法	277
16 はじめての人にもよくわかる源泉徴収実務問答	291
17 労働・社会保険料の計算と納付方法	301

月額表 2

日額表 10

賞与の表 18

源泉徴収のための
退職所得控除額の表 20

各種控除額の
合計額の早見表 22

給与所得金額の
算出表 24

所得税額の速算表 33

退職所得に係る
住民税の特別徴収
税額早見表 34

用語の
早わかり一覧表 67

(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされました。

この源泉徴収税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

本書は、令和6年4月30日現在の法令等によっています。

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額			甲								乙
			扶 養 親 族 等 の 数								
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額の 3.063%に相当 する金額	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300	
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500	
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800	
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100	
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400	
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700	
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000	
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300	
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600	
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800	
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100	
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500	
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800	
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100	
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400	
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700	
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000	
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300	
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600	
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900	
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200	
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500	
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800	
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100	

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

月額表

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	0	0	0	11,400	
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	0	0	0	11,700	
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	0	0	0	12,000	
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	0	0	0	12,400	
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	0	0	0	12,700	
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	0	0	0	13,200	
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	0	0	0	13,900	
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	0	0	0	14,600	
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	0	0	0	15,300	
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	0	16,000	
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	0	0	0	16,700	
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	0	0	0	17,500	
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	0	0	0	18,100	
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	0	0	0	18,800	
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	0	0	0	19,500	
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	0	0	0	20,200	
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	0	0	0	20,900	
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	0	0	0	21,500	
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	0	0	0	22,200	
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	0	0	0	22,700	
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	0	0	0	23,300	
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280	0	0	0	0	23,900	
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350	0	0	0	0	24,400	
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420	0	0	0	0	25,000	
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490	0	0	0	0	25,500	
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560	0	0	0	0	26,100	
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630	0	0	0	0	26,800	
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710	0	0	0	0	27,400	
224,000	227,000	5,680	4,060	2,440	830	0	0	0	0	28,400	
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930	0	0	0	0	29,300	
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	0	0	0	30,300	
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	0	0	0	31,300	
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	0	0	32,400	
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	0	0	0	33,400	
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	0	0	0	34,400	
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	0	0	0	0	35,400	
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	0	0	0	36,400	
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	0	0	0	37,500	
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	0	0	0	38,500	
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	0	0	0	39,400	
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	0	0	40,400	
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	0	0	0	41,500	
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	0	0	0	42,500	
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	0	0	0	43,500	
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	0	0	0	44,500	
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	0	0	0	45,500	
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	0	0	0	46,600	
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	0	0	0	47,600	
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	0	0	48,600	
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1,460	0	0	0	49,700	

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額			甲										乙
			扶 養 親 族 等 の 数										
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以	上	未 満	税 額										税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	0	0	0			50,900	
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	0	0	0			52,100	
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	160	0	0			52,900	
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890	280	0	0			53,700	
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010	400	0	0			54,500	
305,000	308,000	8,910	6,980	5,370	3,760	2,130	520	0	0			55,200	
308,000	311,000	9,160	7,110	5,490	3,880	2,260	640	0	0			56,100	
311,000	314,000	9,400	7,230	5,620	4,000	2,380	770	0	0			56,900	
314,000	317,000	9,650	7,350	5,740	4,120	2,500	890	0	0			57,800	
317,000	320,000	9,890	7,470	5,860	4,250	2,620	1,010	0	0			58,800	
320,000	323,000	10,140	7,600	5,980	4,370	2,750	1,130	0	0			59,800	
323,000	326,000	10,380	7,720	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0			60,900	
326,000	329,000	10,630	7,840	6,230	4,610	2,990	1,380	0	0			61,900	
329,000	332,000	10,870	7,960	6,350	4,740	3,110	1,500	0	0			62,900	
332,000	335,000	11,120	8,090	6,470	4,860	3,240	1,620	0	0			63,900	
335,000	338,000	11,360	8,210	6,600	4,980	3,360	1,750	130	0			64,900	
338,000	341,000	11,610	8,370	6,720	5,110	3,480	1,870	260	0			66,000	
341,000	344,000	11,850	8,620	6,840	5,230	3,600	1,990	380	0			67,000	
344,000	347,000	12,100	8,860	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0			68,000	
347,000	350,000	12,340	9,110	7,090	5,470	3,850	2,240	620	0			69,000	
350,000	353,000	12,590	9,350	7,210	5,600	3,970	2,360	750	0			70,000	
353,000	356,000	12,830	9,600	7,330	5,720	4,090	2,480	870	0			71,100	
356,000	359,000	13,080	9,840	7,450	5,840	4,220	2,600	990	0			72,100	
359,000	362,000	13,320	10,090	7,580	5,960	4,340	2,730	1,110	0			73,100	
362,000	365,000	13,570	10,330	7,700	6,090	4,460	2,850	1,240	0			74,200	
365,000	368,000	13,810	10,580	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0			75,200	
368,000	371,000	14,060	10,820	7,940	6,330	4,710	3,090	1,480	0			76,200	
371,000	374,000	14,300	11,070	8,070	6,450	4,830	3,220	1,600	0			77,100	
374,000	377,000	14,550	11,310	8,190	6,580	4,950	3,340	1,730	100			78,100	
377,000	380,000	14,790	11,560	8,320	6,700	5,070	3,460	1,850	220			79,000	
380,000	383,000	15,040	11,800	8,570	6,820	5,200	3,580	1,970	350			79,900	
383,000	386,000	15,280	12,050	8,810	6,940	5,320	3,710	2,090	470			81,400	
386,000	389,000	15,530	12,290	9,060	7,070	5,440	3,830	2,220	590			83,100	
389,000	392,000	15,770	12,540	9,300	7,190	5,560	3,950	2,340	710			84,700	
392,000	395,000	16,020	12,780	9,550	7,310	5,690	4,070	2,460	840			86,500	
395,000	398,000	16,260	13,030	9,790	7,430	5,810	4,200	2,580	960			88,200	
398,000	401,000	16,510	13,270	10,040	7,560	5,930	4,320	2,710	1,080			89,800	
401,000	404,000	16,750	13,520	10,280	7,680	6,050	4,440	2,830	1,200			91,600	
404,000	407,000	17,000	13,760	10,530	7,800	6,180	4,560	2,950	1,330			93,300	
407,000	410,000	17,240	14,010	10,770	7,920	6,300	4,690	3,070	1,450			95,000	
410,000	413,000	17,490	14,250	11,020	8,050	6,420	4,810	3,200	1,570			96,700	
413,000	416,000	17,730	14,500	11,260	8,170	6,540	4,930	3,320	1,690			98,300	
416,000	419,000	17,980	14,740	11,510	8,290	6,670	5,050	3,440	1,820			100,100	
419,000	422,000	18,220	14,990	11,750	8,530	6,790	5,180	3,560	1,940			101,800	
422,000	425,000	18,470	15,230	12,000	8,770	6,910	5,300	3,690	2,060			103,400	
425,000	428,000	18,710	15,480	12,240	9,020	7,030	5,420	3,810	2,180			105,200	
428,000	431,000	18,960	15,720	12,490	9,260	7,160	5,540	3,930	2,310			106,900	
431,000	434,000	19,210	15,970	12,730	9,510	7,280	5,670	4,050	2,430			108,500	
434,000	437,000	19,450	16,210	12,980	9,750	7,400	5,790	4,180	2,550			110,300	
437,000	440,000	19,700	16,460	13,220	10,000	7,520	5,910	4,300	2,680			112,000	

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

賞与の表

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の 金額に 乗ずる 率	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控		前月の社会保険料等控		前月の社会保険料等控		前月の社会保険料等控	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0.000	千円 68千円未満		千円 94千円未満		千円 133千円未満		千円 171千円未満	
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477
14.294	395	426	422	455	450	484	477	510
16.336	426	520	455	520	484	520	510	544
18.378	520	601	520	617	520	632	544	647
20.420	601	678	617	699	632	721	647	745
22.462	678	708	699	733	721	757	745	782
24.504	708	745	733	771	757	797	782	823
26.546	745	788	771	814	797	841	823	868
28.588	788	846	814	874	841	902	868	931
30.630	846	914	874	944	902	975	931	1,005
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45.945	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上	

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

1 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。

2 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び同法第75条第2項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。また、「賞与の金額に乘ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりです。

1 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）

(1) まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じです。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。

(2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類（その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類）が扶養控除等申告書に添付され、又は扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限り、その数と（1）により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は

退職所得控除額控除後の退職 職手当等の金額（2分の1前）			特別徴収税額			退職所得控除額控除後の退職 職手当等の金額（2分の1前）			特別徴収税額		
か	ら	ま	市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)	合 計	か	ら	ま	市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)	合 計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
～ 3,999		0	0	0	126,000	127,999	3,700	2,500	6,200		
4,000	5,999	100	0	100	128,000	129,999	3,800	2,500	6,300		
6,000	7,999	100	100	200	130,000	133,999	3,900	2,600	6,500		
8,000	9,999	200	100	300	134,000	135,999	4,000	2,600	6,600		
10,000	13,999	300	200	500	136,000	137,999	4,000	2,700	6,700		
14,000	15,999	400	200	600	138,000	139,999	4,100	2,700	6,800		
16,000	17,999	400	300	700	140,000	143,999	4,200	2,800	7,000		
18,000	19,999	500	300	800	144,000	145,999	4,300	2,800	7,100		
20,000	23,999	600	400	1,000	146,000	147,999	4,300	2,900	7,200		
24,000	25,999	700	400	1,100	148,000	149,999	4,400	2,900	7,300		
26,000	27,999	700	500	1,200	150,000	153,999	4,500	3,000	7,500		
28,000	29,999	800	500	1,300	154,000	155,999	4,600	3,000	7,600		
30,000	33,999	900	600	1,500	156,000	157,999	4,600	3,100	7,700		
34,000	35,999	1,000	600	1,600	158,000	159,999	4,700	3,100	7,800		
36,000	37,999	1,000	700	1,700	160,000	163,999	4,800	3,200	8,000		
38,000	39,999	1,100	700	1,800	164,000	165,999	4,900	3,200	8,100		
40,000	43,999	1,200	800	2,000	166,000	167,999	4,900	3,300	8,200		
44,000	45,999	1,300	800	2,100	168,000	169,999	5,000	3,300	8,300		
46,000	47,999	1,300	900	2,200	170,000	173,999	5,100	3,400	8,500		
48,000	49,999	1,400	900	2,300	174,000	175,999	5,200	3,400	8,600		
50,000	53,999	1,500	1,000	2,500	176,000	177,999	5,200	3,500	8,700		
54,000	55,999	1,600	1,000	2,600	178,000	179,999	5,300	3,500	8,800		
56,000	57,999	1,600	1,100	2,700	180,000	183,999	5,400	3,600	9,000		
58,000	59,999	1,700	1,100	2,800	184,000	185,999	5,500	3,600	9,100		
60,000	63,999	1,800	1,200	3,000	186,000	187,999	5,500	3,700	9,200		
64,000	65,999	1,900	1,200	3,100	188,000	189,999	5,600	3,700	9,300		
66,000	67,999	1,900	1,300	3,200	190,000	193,999	5,700	3,800	9,500		
68,000	69,999	2,000	1,300	3,300	194,000	195,999	5,800	3,800	9,600		
70,000	73,999	2,100	1,400	3,500	196,000	197,999	5,800	3,900	9,700		
74,000	75,999	2,200	1,400	3,600	198,000	199,999	5,900	3,900	9,800		
76,000	77,999	2,200	1,500	3,700	200,000	203,999	6,000	4,000	10,000		
78,000	79,999	2,300	1,500	3,800	204,000	205,999	6,100	4,000	10,100		
80,000	83,999	2,400	1,600	4,000	206,000	207,999	6,100	4,100	10,200		
84,000	85,999	2,500	1,600	4,100	208,000	209,999	6,200	4,100	10,300		
86,000	87,999	2,500	1,700	4,200	210,000	213,999	6,300	4,200	10,500		
88,000	89,999	2,600	1,700	4,300	214,000	215,999	6,400	4,200	10,600		
90,000	93,999	2,700	1,800	4,500	216,000	217,999	6,400	4,300	10,700		
94,000	95,999	2,800	1,800	4,600	218,000	219,999	6,500	4,300	10,800		
96,000	97,999	2,800	1,900	4,700	220,000	223,999	6,600	4,400	11,000		
98,000	99,999	2,900	1,900	4,800	224,000	225,999	6,700	4,400	11,100		
100,000	103,999	3,000	2,000	5,000	226,000	227,999	6,700	4,500	11,200		
104,000	105,999	3,100	2,000	5,100	228,000	229,999	6,800	4,500	11,300		
106,000	107,999	3,100	2,100	5,200	230,000	233,999	6,900	4,600	11,500		
108,000	109,999	3,200	2,100	5,300	234,000	235,999	7,000	4,600	11,600		
110,000	113,999	3,300	2,200	5,500	236,000	237,999	7,000	4,700	11,700		
114,000	115,999	3,400	2,200	5,600	238,000	239,999	7,100	4,700	11,800		
116,000	117,999	3,400	2,300	5,700	240,000	243,999	7,200	4,800	12,000		
118,000	119,999	3,500	2,300	5,800	244,000	245,999	7,300	4,800	12,100		
120,000	123,999	3,600	2,400	6,000	246,000	247,999	7,300	4,900	12,200		
124,000	125,999	3,700	2,400	6,100	248,000	249,999	7,400	4,900	12,300		

退職
所得
に係る
住民税
の
特別
徴収

第1

源泉所得税の改正のあらまし

◎ 令和6年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われました。

(注) 令和6年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

1 令和6年分の所得税について、次のとおり定額減税（特別税額控除制度）を実施することとされました。

給与所得者については、令和6年6月1日に支払われる給与等に係る源泉所得税から減税されます。

(1) 定額減税の対象となる方

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が原則として2,000万円以下である方）です。

(2) 定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）
1人につき30,000円

(3) 定額減税の実施方法

特別控除は、所得の種類によって、次の方法により実施されます。

① 給与所得者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限ります。）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することになります。

② 公的年金等の受給者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）により調整することになります。

③ 事業所得者等に係る特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者又は扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により特別控除の額を控除することができ、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額が11月の第2期分予定納税額から控除されます。

(参考) 住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税については、次により特別控除が適用されます。

- ① 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除します。ただし、その方の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りします。
- ② 特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその方の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とします。

ア 本人 1万円

イ 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円

(注) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除します。

- ③ 給与所得に係る特別徴収の場合の特別控除は、次により実施されます。

特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収します。

2 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、次の措置を講ずることとされました。
この改正は、令和6年分以後の所得税について適用されます。

(1) 新株予約権に係る契約要件

「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定要件を満たす当該行使により交付をされる株式（譲渡制限株式に限りします。）の管理等に関する契約に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との要件を満たすことが不要とされました。

(2) 権利行使価額の限度額

- ① 設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が2,400万円（改正前：1,200万円）に引き上げられました。
- ② 一定の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が3,600万円（改正前：1,200万円）に引き上げられました。

(注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、金融商

品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が5年未満であるものをいいます。

3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (NISA) 等について、次の措置を講ずることとされました。

(1)の改正は、令和6年4月1日以後に提出する非課税口座開設届出書、(2)の改正は、同日以後に取得する上場株式等について適用されます。

(1) 廃止通知書について、次の措置が講じられました。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の長は、廃止通知書の交付に代えて、電磁的法により当該廃止通知書に記載すべき事項を提供できることとする。
- ② 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、廃止通知書の提出又は非課税口座開設届出書への添付に代えて、電磁的方法による当該廃止通知書に記載すべき事項の提供及び当該事項を記載した非課税口座開設届出書の提出等ができることとする。

(2) 非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権で一定のものの行使等に際して金銭の払込みをして取得した上場株式等について、次の措置が講じられました。

- ① 上場株式等は、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して払込みをすること並びに金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した場合と同様の受入期間及び取得対価の額の合計額に係る要件その他の要件を満たす場合に限り、特定非課税管理勘定に受け入れることができることとする。
 - ② 上場株式等を、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に係る上場株式等の分割等により取得する上場株式等の範囲から除外する。
 - ③ 上場株式等を、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に加える。
- (3) 非課税口座内上場株式等の配当等に係る金融商品取引業者等の要件について、国外において発行された株式の配当等に係る支払の取扱者でその者に開設されている非課税口座において株式のみを管理していることその他の要件を満たす場合には、口座管理機関に該当することの要件が不要とされました。
- (4) 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益者に対する信託報酬等の金額の通知に係る要件について廃止するとともに、特定非課税管理勘定で管理する公募株式投資信託については、特定非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等は、その受益者に対して、公募株式投資信託に係る信託報酬等の金額を通知することとされました。

4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとされました。

- (1) 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「子育て特例対象個人」といいます。）が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」といいます。）をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）が次のとおりとされ、本特例の適用ができることとされました。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	4,500万円
エネルギー消費性能向上住宅	4,000万円

(2) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置（合計所得金額1,000万円以下の者に限り40m²に緩和）について、令和6年12月31日以前（改正前：令和5年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋についても適用できるとされました。

(注) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても、子育て特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）が次のとおりとされ、本特例の適用ができることとされました。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	
エネルギー消費性能向上住宅	

5 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の適用対象に、一定の社債であって、金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関にその社債の譲渡についての制限を付することその他の一定の要件を満たす方法により保管の委託がされた社債の利子等が加えられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子について適用されます。

6 新公益信託の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあつては、その受益権が公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分に限ります。）については、所得税を課さないこととされました。

この改正は、公益信託に関する法律の施行の日以後に効力が生ずる新公益信託について適用されます。

7 源泉徴収制度及び支払調書の対象となる報酬又は料金等の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支払われる流行初期医療の確保に要する費用が加えられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に支払うべき診療報酬について適用されます。

8 支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を30枚以上（改正前：100枚以上）に引き下げられました。

この改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用されます。

令和5年度以前の税制改正により、令和6年1月1日以後適用される主なもの

- 1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置が講じられました。

この改正は、令和6年1月1日から適用されます。

- (1) 非課税保有期間が無期限とされるとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とされました。
- (2) 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」といいます。）については、年間投資上限額が120万円に拡充されました。
- (3) 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けるとともに、「つみたて投資枠」との併用を認めることとされました。
- (4) 非課税保有限度額が新たに1,800万円に設定され、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とされました。

【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）		同左
非課税保有限度額（総枠）	1,800万円 ※薄価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が 告示で定める要件を満たしたものに限る）		上場株式・公募株式投資信託等 ※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点 から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

（財務省資料より）

- 2 給与所得者の扶養控除等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用されます。

（注）従たる給与についての扶養控除等申告書についても、同様の改正が行われました。

3 給与所得者の保険料控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととされました。
この改正は、令和6年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用されます。

- (1) 申告者が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合のこれらの者の申告者との続柄
- (2) 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の申告者との続柄

4 源泉徴収票の提出方法について、次の見直しが行われました。
この改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用されます。

- (1) 給与等の支払をする者が、市区町村の長に給与支払報告書を提出した場合には、その報告書に記載された給与等について税務署長に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされます。
- (2) 上記(1)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収票の税務署長への提出を要しないこととされる給与等の範囲を、給与支払報告書の市区町村の長への提出を要しないこととされる給与等の範囲と同様に、年の中途において退職した居住者に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である場合のその給与等とされました。
- (3) 公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても同様の措置が講じられました。

第2

源泉徴収制度のあらまし

区 分	説 明
源 泉 徴 収	源泉徴収とは、給与や退職手当、公的年金等、利子、配当、報酬・料金など一定の所得を支払う際に、その支払者が、その支払う金額から所定の金額の所得税及び復興特別所得税を天引きする方法によって徴収し、その徴収した所得税及び復興特別所得税を国に納付することをいいます。 このようにして徴収された所得税及び復興特別所得税は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、最終的には、その年の年末調整や確定申告によって精算されます。 なお、この所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務を負う者を源泉徴収義務者と呼び、その徴収して納付する所得税及び復興特別所得税を源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税又は源泉所得税及び復興特別所得税などと呼んでいます。 (注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。
源泉徴収の対象となる所得	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収は、次に掲げる所得について行います。 (1) 居住者である個人に支払うもの (注) 「居住者」とは、日本国内に住所を有するか、又は日本国内に現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。 イ 給 与 等 俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有するものです。 ロ 退 職 手 当 等 退職手当、退職一時金などです。 ハ 公 的 年 金 等 国民年金法や厚生年金保険法等に基づく年金、恩給(一時恩給を除きます。)、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金などです。 ニ 利 子 等 預貯金の利子、公債や社債の利子、合同運用信託又は公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配などです。 ホ 配 当 等 株主や出資者が会社などから受ける剰余金の配当(法人課税信託の受益権、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含みます。)、利益の配当(資産の流動化に関する法律に規定する中間配当を含み、分割型分割によるもの及び株式分配を除きます。)、剰余金の分配、金銭の分配、相互保険会社の基金利息、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)、及び特定受益証券発行信託の収益の分配です。 なお、会社の合併(法人課税信託に係る信託の併合を含み、適格合併を除

区 分	説 明
源泉徴収の対象となる所得	きます。)や分割型分割(適格分割型分割を除きます。),資本の払戻し(分割型分割を除きます。),解散,自己の株式又は出資の取得などが行われた場合や,出資の消却(取得した出資について行うものを除きます。),退社若しくは脱退による持分の払戻しが行われた場合などには,剰余金の配当,利益の配当又は剰余金の分配があったものとみなされる場合があります。 ヘ 報酬・料金など その内容は,本書の付録4(211ページ以下)に説明してあります。 ト 生命保険契約等及び損害保険契約等に基づく年金 チ 定期積金の給付補填金等 定期積金等の給付補填金,抵当証券の利息,貴金属の売戻し条件付売買の利益,一時払養老保険の差益などです。 リ 匿名組合契約等に基づく利益の分配 ヌ 源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡による所得等 ル 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 ヲ 割引債の償還差益や割引債の償還金に係る差益金額 (2) 内国法人に支払うもの イ 利 子 等 ロ 配 当 等 ハ 定期積金の給付補填金等 ニ 匿名組合契約等に基づく利益の分配 ホ 馬主が受ける競馬の賞金 ヘ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 ト 割引債の償還差益や割引債の償還金に係る差益金額 (3) 非居住者又は外国法人に支払うもの その内容は,本書の付録5(236ページ以下)に説明してあります。 (注)「非居住者」とは,居住者以外の個人をいいます。
源泉徴収税額の計算	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は,所得の支払者が計算することになっています。 この計算方法は,「源泉徴収の対象となる所得」に掲げた所得の種類ごとに定められていますが,給与所得など主要なもののあらましは,次のとおりです。 (1) 給与所得及び退職所得 給与所得については所定の税額表を,退職所得については速算表を使用して計算します。この場合,その計算に当たっては,次のような準備が必要です。なお,これらの準備のために必要な書類は,全て税務署から交付を受けられます(国税庁ホームページ【http://www.nta.go.jp/】でも提供されています。) イ 税額表を用意すること 税額表の種類は,第3(82ページ)に説明してあります。 ロ 申告書の提出を受けること 給与所得や退職所得の支払を受ける人から,税額計算のために必要な申告書の提出を受け,その内容を検討し,税額表の適用区分や扶養親族等の数又は金額などを確認します。提出を受ける申告書の種類や提出を受ける期限などは,本書の付録3(215ページ以下)に掲げてあります。

区 分	説 明
源泉徴収税額の計算	ハ 源泉徴収簿を用意すること 給与を支給した事績や所得税及び復興特別所得税を徴収した事績、その徴収した所得税及び復興特別所得税の計算の基礎などは、全て給与の支払を受ける人ごとに記録しておかないと、年末調整の手続ができないことになります。このため、毎年最初（年の中途で就職した人については、就職後最初）に給与を支払う時まで、このような記録をするための帳簿として各人ごとに源泉徴収簿を作成します。 (2) 公 的 年 金 等 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の有無や公的年金等の区分に応じて、支給金額から一定金額を控除した残額に5.105%又は10.21%の税率を適用して計算します。付録11（262ページ以下）を参照してください。 (3) 利子所得及び配当所得 利子所得又は次のイ及びロに掲げる配当所得については、支払金額に15.315%（居住者については、このほかに地方税5%）の税率を適用して計算します。付録6（242ページ以下）及び付録10（256ページ以下）を参照してください。 イ 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 ロ 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配 その他の配当所得については20.42%（上場株式等、公募証券投資信託の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等については15.315%（居住者については、このほかに地方税5%））の税率を適用して計算します。 (4) 定期積金の給付補填金等 支払金額に15.315%（居住者については、このほかに地方税5%）の税率を適用して計算します。 (5) 報酬・料金など 付録4（219ページ以下）に説明したところにより計算します。
源泉徴収税額の徴収と納付	計算した税額は、それぞれ、その所得を支払う際に徴収し、その月中に徴収した総額は、翌月の10日までに国に納付します。ただし、この期限については、次のような特例があります。 (1) 源泉徴収時期の特例 イ 法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与などや配当（一定の投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配を除きます。）については、それを支払うことになった日から1年を経過してもなお未払であるときは、その1年を経過した日に支払があったものとみなして所得税及び復興特別所得税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに国に納付します（所法181②、183②）。 ロ 発行時源泉徴収の対象とされる割引債の償還差益（232ページ）は、その割引債の発行の際に所得税及び復興特別所得税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに国に納付します（措法41の12③）。 (2) 納期の特例 常時10人未満の人に給与を支払っている事務所、事業所などで税務署長の承認を受けた者は、その事務所、事業所などで支払った給与や退職手当及び弁護士、税理士、公認会計士などの一定の報酬・料金について源泉徴収した税額を毎年1月から6月まで及び7月から12月までの6か月分ずつをまとめて、それぞれその年の7月10日及び翌年の1月20日まで

区	分	説	明
源泉徴収税額の徴収と納付		に納付することができます（所法216）。 なお、この納期の特例の適用を受けるためには、給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出する必要があります（所法217①）。 (注) この申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その翌月末日において承認があったものとみなされますので、申請月の翌々月以降に納付すべきものからこの特例が適用されます（所法216、217⑤）。 (3) 翌月10日又は翌年1月20日が日曜日、祝日などの休日又は土曜日である場合の納期限 源泉徴収した税額の納期限である各月の10日又は(2)の納期の特例の適用を受ける場合の1月20日が、日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日がそれぞれ納期限となります（通法10②、通令2②）。 (4) 災害等の場合の納期限の特例 災害その他やむを得ない理由により、源泉徴収した税額をその納期限までに納付することができないことになった場合は、その理由がやんだ日から2か月以内の期間内で納期限の延長が行われます（通法11）。 この延長は、災害による被害が広い地域に及ぶ場合や国税庁が運用するシステムに障害があった場合には、地域及び期日又は対象者の範囲及び期日を指定した国税庁長官の告示により行われますが、それ以外の場合には、税務署長に対する個別の申請により行われます（「災害による申告、納付等の期限延長申告書」を提出します。新型コロナウイルスによる場合も同様です。）。	
源泉徴収税額の納付方法		徴収した税額は、「所得税徴収高計算書（納付書）」（この用紙は、税務署から交付を受けられます。）に所定の事項を記載し、これに納付金額を添えて所轄の税務署又は日本銀行の本店、支店、代理店、歳入代理店（ほとんどの金融機関の店舗が日本銀行代理店又は歳入代理店となっています。）若しくはゆうちょ銀行の代理店となっている郵便局で納付します。 ※ インターネットを利用して納付することもできます。詳しくは国税電子申告・納税システム(e-Tax)ホームページ【https://www.e-tax.nta.go.jp/】をご覧ください。	
源泉徴収税額を納付しなかった場合		源泉徴収義務は、その所得を支払うことによって自動的に生じますから、法定の納期限までにその税額を国に納付しない場合には、国（具体的には、納税地の所轄税務署長）は、その税額をその所得の支払者から徴収します（所法221）。 また、法定の納期限までに納付しなかった場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがあります。	
給与や公的年金等の支払者が行わなければならないこと		以上のほか、給与や公的年金等の支払者が所得税及び復興特別所得税の源泉徴収に関して行わなければならないことをまとめてみますと、次のようになります。 (1) 給与支払事務所等の開設等の届出 新たに給与を支払うこととなった場合や支店を開設するなど給与の支払事務を取り扱う事務所、事業所などを設けた場合又はこれらの事務所などを移転したり廃止した場合には、これらの事実があった日から1か月以内に、使用人の職種別人員などを記載した届出書を、その事務所な	

逆に、概算保険料より確定保険料のほうが少なければ、その過剰分は次年度の概算保険料に充当又は還付という方法で精算します。これを労働保険の「年度更新」といいます。申告納付期間は毎年6月1日から7月10日の間です。この期間に前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付します。

手続は、事業所へ送付される申告書（納付書）に納付額を記入し、最寄りの金融機関、労働局、労働基準監督署で納付します。口座振替・電子納付も可能です。

労働保険料は、事業主の自主的な申告・納付を建前としていますが、この申告の手続を怠ったり、記載内容に誤りがあると認められる場合には、保険者である政府は、職権により、事業主が申告すべき保険料の額を決定します。これを認定決定といいます。認定決定によって確定保険料を納付しなければならない場合には、その納付すべき額の10%（印紙保険料は25%）を乗じた額の追徴金を徴収されることになっています。

年度更新の具体的な手続は、まず、令和5年度の労災保険分の賃金総額及び雇用保険分の賃金総額をそれぞれ算出し、その金額を「労働保険概算・確定保険料申告書」へ転記して確定保険料を計算します^(注1)。次に、概算保険料は、令和6年度中に支払われることが予想される賃金総額の見込額を基に計算します。その見込みが前年と比較して $\frac{50}{100}$ 以上 $\frac{200}{100}$ 以下の範囲内ならば、確定賃金総額と同額を概算賃金総額として計算します。

概算保険料額が40万円以上（労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円以上）あれば、これを3回に分けて延納することができます。延納回数は3回のみであり、割り切れない場合の端数額については初回納付額に合算します。

以上の手順により、確定保険料及び今年度の概算保険料の計算ができたなら、最後に前年度の申告済概算保険料額と確定保険料額の差引額を計算します。不足額があれば概算保険料と併せて納付し、払いすぎがあれば、今年度の概算保険料額に充当します。

なお、確定保険料に石綿（アスベスト）健康被害者救済費用に充てる「一般拠出金」（業種を問わず、労災保険の確定保険料算出基礎となった賃金総額の1,000分の0.02）を付加することになっており、納付保険料はその額を加えた額となります。

ちなみに、労働保険の年度更新手続きも電子申請で行うことができます。詳細は、電子政府の総合窓口（e-Gov）を参照してください^(注2)。

(注) 1 適用事業所に雇用される労働者であっても雇用保険適用除外者となる労働者がいる場合は、労災保険分の賃金総額と雇用保険分の賃金総額は一致しません。

2 大企業等は電子申請が義務化されています(311ページ参照)。

(特定社会保険労務士 太田 彰)

(特定社会保険労務士 増田文香)

●編者・執筆者●

岡本 勝秀

6年版

源泉徴収税額表とその見方

令和6年6月20日 令和6年版発行



日本法令®

検印省略

編 者 岡 本 勝 秀
発 行 者 青 木 鉦 太
編 集 者 岩 倉 春 光
印刷・製本 丸 井 工 文 社

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(オンラインショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・**JCOPY**〈出版者著作権管理機構 委託出版物〉

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© K. Okamoto 2024. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-74705-6